

会報 栄養日本・礎

公益社団法人 日本栄養士会

CONTENTS

News & Topics	1
会務報告	5
職域事業部のページ	7
都道府県栄養士会会長に聞く!!	12
会員の声/編集後記	14

News & Topics

管理栄養士・栄養士の職業倫理について

(平成24年度 日本栄養士会総会付属資料より一部抜粋)

(公社) 日本栄養士会学術研究事業部長 木戸康博

はじめに

日本栄養士会は、表1に示す活動の基本戦略を策定しています。その中で「職業倫理に基づく資質の向上」を人づくりの基本戦略としています。皆様は、職業倫理のことをどこかで学び考えたことがありますか？

表1 日本栄養士会 基本戦略

- (1) 科学的根拠に基づく栄養と食情報の普及と専門技術の提供(広報・社会認知)
- (2) 職業倫理に基づく資質の向上(人づくり)
- (3) 栄養と食の専門領域の拡充(調査・研究)
- (4) ライフステージ別、健康度別の栄養改善活動の展開(支援・社会貢献)
- (5) 他職種、関係機関との連携(広報・支援・社会貢献)

また、日本栄養士会は、表2に示す活動の理念を策定しています。その中で「人びとの健康増進から社会復帰までをプライマリ・ヘルス・ケア(PHC)の理念に基づき適切に支援する」とPHCの理念に基づく支援を強調しています。PHCは、1978年にカザフスタン共和国の旧都アルマ・アタ(現在のアルマトイ)で開催された国際会議の宣言文(アルマ・アタ宣言)で定義されました。「現実的で科学的妥当性があり社会的に許容可能な方法論と技術に基づいており、コミュニティにおける個人と家族が彼らの完全な参加を通して普遍的にアクセス可能で、自己決定の精神に基づいて発展のすべてのステージにおいてコミュニティと国が維持することが可能なコストで提供可能な、必要不可欠なヘルス・ケア」と定義されています。健康であることを基本的な人権として認め、全ての人が健康になること、そのために地域住民を主体とし、人々の最も重要なニーズに応え、問題を住民自らの力で総合的にかつ平等に解決していくアプローチです。PHCには、実施

上の5原則、(1)住民のニーズに基づく方策、(2)地域資源の有効活用、(3)住民参加、(4)農業、教育、通信、建設・水利など他分野との協調と統合、(5)適正技術の使用と言われるものがあります。すなわち、栄養指導も指導から支援の考えに基づき行われています。

表2 日本栄養士会 活動理念

- (1) 人びとの健康増進から社会復帰までをプライマリ・ヘルス・ケアの理念に基づき適切に支援する
- (2) 自律と責任をもって行動し、専門性の高揚に努める
- (3) 管理栄養士・栄養士は、栄養士会に属し、社会に貢献する

1) 食と栄養の専門職としての管理栄養士・栄養士

管理栄養士・栄養士は、食と栄養の専門職です。ある分野で高度の知識や能力をもった専門家と異なり、専門職とは、ある分野の学術・技術・技能に対して特殊の能力を有し、そのことを公言し、社会に応用および実践することを職業としている者をいいます。その条件の一つに、職業倫理を含めた自己規制基準が存在することがあります。抽象化・体系化された専門知識の教育と専門職になる訓練を有し、専門職団体が存在し、専門職の養成基準が定められ、免許制度が整備され、公共益に貢献し、公共サービスをもたらすことが求められます。言い換えると、法と倫理を遵守(コンプライアンス)し、科学的根拠に基づき科学技術を生活に利用することで専門職としての有用性が認められるものと考えられます。

2) 管理栄養士に求められる職業倫理

日本栄養士会では、1982年に、栄養士憲章を制定し、栄養士の規範を示すとともに、2002年には、管理栄養士・栄養士としての使命と職責を自覚し、常に自らを修め、律する基準として、管理栄養士・栄養士倫理綱領を制定しました。2008年9月に横浜で開催された国際栄養士会議で、管理栄養士・栄養士に求められる職業倫理の6原則が採択されました。そこで、日本栄養士会で

は、職業倫理の6原則に従い、管理栄養士・栄養士の使命、管理栄養士・栄養士の責務、管理栄養士・栄養士の職能について再検討し、管理栄養士・栄養士倫理綱領を見直すこととしました。

3) 管理栄養士・栄養士の倫理綱領

2012年3月の理事会において以下に示した管理栄養士・栄養士倫理綱領2012(第2版案)が承認されました。この管理栄養士・栄養士倫理綱領2012(第2版案)を基

に、管理栄養士・栄養士全員で倫理要綱について議論し、私たちの倫理要綱を私たちでつくりあげなければなりません。管理栄養士・栄養士の資格をもつ専門職である私たちは、専門職団体である栄養士会に所属し、法と倫理を遵守(コンプライアンス)し、科学的根拠に基づく栄養支援を実現しなければなりません。

みなさん一緒に考え、行動しましょう。

管理栄養士・栄養士倫理綱領2012(第2版案) Ver.2_1

制定 平成14年4月27日

改定 平成24年3月25日

平成24年5月12日

本倫理綱領は、「栄養と食に携わる人びとに対する、人間として歩むべき道の原理」に基づき、管理栄養士・栄養士は、すべての人びとの「自己実現をめざし、健やかによりよく生きる」とのニーズに応え、専門職としての使命¹⁾と責務²⁾を自覚し、その職能³⁾の発揮に努めることを社会に対して明示するものである。

1. 管理栄養士・栄養士は、保健、医療、福祉および教育等の分野において、職業人として、この職業の尊厳と責任を自覚し、科学的根拠に裏づけられかつ高度な技術をもって行う栄養と食の管理を実践し、公衆衛生の向上に尽くす。
2. 管理栄養士・栄養士は、人びとの人権・人格を尊重し、良心と愛情をもって接するとともに、栄養と食の管理についてよく説明し、信頼を得るように努める。また、互いに尊敬し、同僚および他の関係者とともに協働して栄養と食の管理に尽くす。
3. 管理栄養士・栄養士は、その免許によって栄養と食の管理を実践する権限を与えられた者であり、法規範の遵守および法秩序の形成に努め、常に自らを律し、職能の発揮に努める。また、生涯にわたり高い知識と技術の水準を維持・向上するよう積極的に研鑽し、人格を高める。

管理栄養士・栄養士倫理綱領注釈

1) 管理栄養士・栄養士の使命

管理栄養士・栄養士は、日本栄養士会に所属し、すべての人びとの「自己実現をめざし、健やかによりよく生きる」とのニーズに応え、保健、医療、福祉および教育等の分野において、職業人として尊厳と責任を自覚(自律 Autonomy)し、科学的根拠に裏づけられ、かつ高度な技術をもって行う(悪事を犯さない(害を与えない) Non-Maleficence(Do not harm)) 栄養と食の管理を実践し、もって、公衆衛生の向上に寄与することを使命としている。

2) 管理栄養士・栄養士の責務

管理栄養士・栄養士は、その免許によって栄養と食の管理を実践する権限を与えられた者であり、実践にあたっては、人びとの生きる権利、尊厳を保つ権利、等しく支援を受ける権利などの人権を尊重することが求められる(分配の公平性 Distributive Justice)。また、人びとの自己決定権とインフォームド・コンセントを尊重するとともに、科学的根拠に裏づけられた望ましい基準を設定し、持てる限りのより質の高い栄養と食の管理を行い、生命環境の問題について社会に貢献する。社会の期待と信頼にこたえるため、自らの心身の健康の保持・増進に努め、常に人格の陶冶および関係法を遵守する。さらに、生涯にわたり高い知識と技術の水準を維持するよう積極的に研鑽するとともに、先人の業績を顕彰し、後進の育成に努める。

3) 管理栄養士・栄養士の職能

管理栄養士・栄養士が実践する栄養と食の管理は、健康を維持・増進し、疾病を予防・治療するための基本となるものであり、個人および集団を対象とし、栄養の評価・診断・計画に基づいた栄養食療法・情報提供・食環境整備・食育活動等により、生涯をとらしてその人らしく生を全うできるように支援する(善行 Beneficence) ことである。その職務遂行にあたって、品位と信用を損なう行為、信義にもとる行為をしてはならない(真実の言動(正直、誠実) Truth Telling(Honesty, Integrity))。また、職務上知り得た個人情報の保護に努め、守秘義務を遵守しなければならない(守秘 Confidentiality)。

(付則) 本綱領の変更は、理事会の承認を得なければならない。

<報 告>

『東日本大震災における日本栄養士会災害（復興）支援活動およびJDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）に関する報告書』がまとまりました。

（公社）日本栄養士会 栄養ケア・ステーション事業部長 下浦 佳之

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、巨大地震とそれに伴う大津波、さらには原子力発電所の放射能汚染事故という甚大な災害をもたらしました。日本栄養士会では、会員や行政機関、賛助会員各社、各種団体など、多くの皆さまのご支援とご協力のもと、組織として初めて人材を派遣するなどの活動を行ってまいりました。

想像を超える大災害への初めての対応は全てにおいて手探り状態で、しかも検討・調整する余裕はなく早急に具体的な支援を進めるなか、成果と同時に課題も多々ありました。

日本栄養士会として、また管理栄養士・栄養士として、どのような対応をしてきたのか、そして、今後どのよ



うに対応すべきか、発災から現在に至るまでを振り返るべく、本報告をまとめました。

本報告書は、下記の2部構成としています。

1. 東日本大震災への対応

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 災害支援ボランティア活動報告
- (3) メディア対応
- (4) 被災地栄養士会の活動状況について
- (5) 都道府県栄養士会における活動状況について
- (6) 防災基本計画について

2. JDA-DAT (Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team) の設立

- (1) JDA-DAT の設立にあたり
- (2) JDA-DAT とは
- (3) JDA-DAT に必要なスキル
- (4) 現在までの育成状況
- (5) 今後の予定

※ただし、完成版については若干の内容変更もございます。

第1部の『東日本大震災への対応』では、3月11日の発災直後からの本会内におけるさまざまな動きを中心に実際の記録を中心にまとめています。緊急災害対策本部が発足に至るまでの経緯やその動き、また事務局の体制やその動きをそのまま報告している他、災害支援管理栄養士・栄養士ボランティアの現地における実際の活動報告や写真も一部掲載しています。単に活動内容の報告だけでなく、活動いただいた皆様の想いや、その時の状況・光景がきっと思い出されるでしょう。そうした、その時の感情・気持ちを忘れず、そして次につなげるため、第2部においては、発災後に創設したJDA-DAT (Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team) = 日本栄養士会災害支援チームについてまとめています。管理栄養士・栄養士が多職種における災害医療活動とともに活動する必要があることは、今回の活動を通じて明確となりました。しかし、そのためには、専門職種としての使命や知識、技術的なスキルだけではなく、“災害”を十分に理解し、被災者の立場になって、その状況に応じた適切な対応力やコミュニケーションスキル、精神・心理的知識などが必要であり、求められます。私たち専門職種が皆、そうしたスキルを身に付けられるよう、JDA-DATは10カ年計画でその人材育成を行っていきます。急性期・亜急性期、慢性期に必要なスキルや、JDA-DATリーダーとスタッフの役割の他、現在までのJDA-DAT育成状況と、今後の予定について現状報告として掲載しています。

本報告書を通じ、災害現場における管理栄養士・栄養士の活動実績・成果をお伝えするとともに共有し、見えてきた課題を整理し今後の体制に展開するための一つの貴重な資料となることを願っています。



本報告書は、ホームページなどへの掲載は予定しておりませんので、閲覧を希望される方は、日本栄養士会や都道府県栄養士会へお問い合わせください。

有床診療所で栄養管理しませんか？ (入院基本料に管理栄養士が必置になったことに伴う対応)

日本栄養士会雑誌にも掲載しておりますが、平成24年4月の診療報酬改定により、栄養管理体制の確保が入院基本料および特定入院料の算定要件となりました。このことで、栄養管理を担当する常勤管理栄養士1名以上の配置が義務付けられ、未配置の場合、入院基本料が算定できないこととなりました。有床診療所にあつては非常勤でも可能であり、平成26年3月31日までの2年間の経過処置期間が設けられました。

【日本栄養士会の対応】

このような常勤管理栄養士の必置について、厚生労働省および日本医師会と日本栄養士会は、早期に合意し、管理栄養士の確保並びに紹介について、全面協力することとしました。栄養管理を実施することにより重症化が防止でき、早期退院につながります。さらに、今後、在宅医療が推進されていくことに伴い、管理栄養士の新たな活動の場が増えていくことが考えられます。しかしながら、この業務は管理栄養士の資格を持っていれば、即座にできるものではなく、栄養ケア・マネジメントの仕方、様式の記入方法などの学び直しが必要となります。当面は、医療関連業務経験者などがその任を担っていますが、絶対数が少ないの

が現状です。そのため平成26年度に向けて有床診療所などで栄養管理業務を行える管理栄養士の発掘を行っています。

【都道府県栄養士会における研修会】

全国津々浦々の有床診療所で管理栄養士が求められていることから、入院時の栄養管理に関する知識および技術の習得のための研修会を、全都道府県で開催するために、各都道府県栄養士会へ企画・運営をお願いしています。研修会の講師は、各都道府県栄養士会医療職域事業部へお願いしています。

【有床診療所での栄養管理業務を希望する管理栄養士へ】

本会は今後も、管理栄養士の新たな活動の場と考え、原疾患重症化予防、他疾病予防のため、有床診療所への管理栄養士の配置に全力で当たることとしており、各都道府県栄養士会に、未就労管理栄養士の掘り起こし、学び直しのための研修会の開催をお願いしています。そのほか、全国栄養士養成施設協会へは、養成施設の同窓会などを利用した人材発掘の協力、日本医師会へは、有床診療所向け管理栄養士雇用による診療報酬請求点数のシミュレーションなどを提示することとしています。

有床診療所での栄養管理業務を行うことを希望する管理栄養士の方は、各都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーションへその旨の意思表示をして登録をお願いいたします。

《公益社団法人日本栄養士会からのお知らせ》

平成25年度定時総会ならびに全国栄養士大会のご案内

公益社団法人日本栄養士会平成25年度第2回定時総会

日 時：平成25年6月23日（日）13:00～15:20

24日（月）9:00～12:00

場 所：新大阪ワシントンホテルプラザ

大阪市淀川区西中島5-5-15

TEL06-6308-8700

参加対象：代議員および参加を希望する会員など

議 題：議案「平成24年度事業報告、貸借対照表、損益計算書などの承認の件」

議案「役員報酬承認の件」

協議「平成25年度事業計画、予算について」

平成25年度全国栄養改善大会・全国栄養士大会

期 日：平成25年9月11日（水）

場 所：神戸国際会議場

神戸市中央区港島中町6-9-1

TEL078-302-5200

参加資格：会員および管理栄養士・栄養士養成施設の学生、一般など

【自由集会】9:00～12:00

【全国栄養改善大会】13:00～14:00

【全国栄養士大会】14:10～17:00

参考：第60回日本栄養改善学会学術総会

平成25年9月12日～14日 神戸国際会議場

平成24年11月度 理事会開催報告

日 時：平成24年11月10日(土) 13:00～18:00

11月11日(日) 9:00～12:00

場 所：日本健康・栄養会館 3階研修ホール

現在の理事の数：24名

出席理事の数：20名(10日) 21名(11日)

会長挨拶

お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。この執行部がスタートして、2回目の理事会となります。いろいろ提案などさせていただくので、きっちりと議論していただきたいと思う。

研究室の学生が病院の管理栄養士を目指したいという内容で朝日新聞に掲載された。その後、その投稿を受けて、病院で働いている管理栄養士が病院でやりがいを感じながら仕事をしており、管理栄養士になってよかった、是非将来的には一緒に成長していきましょうという内容で掲載された。その後さらに、別の病院に入院していた患者から、自分が病気になり食欲がなくなり食べることができなくなってしまったが、管理栄養士のおかげで、元気に退院できた、管理栄養士の仕事はすばらしいと思っているので、病院で働いている管理栄養士は誇りをもって頑張ってくださいと投稿があった。教育養成の分野、実際に働いている分野、対象となる患者や住民の方たちなど、異なる3分野の立場の人たちがそろったということで、我々の仕事というのは、人々の生活の中にしっかりと根付いていかなければならないし、責任のある仕事をしているということを、また、養成する側としてもこころして教育していかなければならないと、考えさせられた。

今日もこれからいろいろな議論が出ると思うが、日本栄養士会のあり方、管理栄養士・栄養士のあり方をどう構築しなければならないか真剣に考えていきたいと思う。今日、明日と実りのある議論をして、それがまた、次のステップとなるような議論ができるよう、よろしくお願いいたします。

議決事項

(1) 平成24年度上半期事業執行概要と未執行事業への取り組みについて

①総務部

管理栄養士非配置医療機関の栄養ケア支援業務、先駆的栄養改善活動等表彰事業、栄養士賠償責任

保険、会報「栄養日本・礎」について説明があり、原案を承認した。

②学術研究事業部

保健指導などのデータ解析、学術・研究支援、国際公衆衛生向上事業について説明があり、承認した。

③人材育成事業部

卒後教育制度見直し、職業倫理の普及事業、都道府県栄養士会との共同研修事業、管理栄養士・栄養士の養成教育支援事業、拡充研修制度の運営事業について説明があり、承認した。

④情報コミュニケーション事業部

健康づくり提唱のつどい、健康増進キャンペーンin香川、児童福祉施設での食育活動、日本栄養士会雑誌の発行事業、ホームページによる情報コミュニケーション事業、栄養指導・栄養相談用のパンフレット、リーフレットなどの資料の制作・配布事業について説明があり、承認した。

⑤栄養ケア・ステーション事業部

FROM-Jへの参画、疾病の重症化予防のための食事指導活動拠点整備事業、栄養ケア・ステーション事業、特定保健指導にかかるモデル事業、管理栄養士非配置医療機関の栄養ケア支援事業、地域住民のための栄養相談事業、被災地における栄養ケア・ステーションの体制整備事業、被災地における栄養ケア・ステーションの体制整備事業、非常災害時の被災者の健康被害を回避するための栄養ケアに関する事業、在宅療養食品の認証制度(仮称)の創設事業について説明があり、承認した。

⑥地域連携事業部

新しい事業部であるため、今後、地域連携事業部会の運営について検討していく旨の説明があり、承認した。

⑦職域事業部

各職域事業部担当理事から事業執行状況について説明があり、承認した。

(2) 平成24年度上半期収入支出執行状況について

平成24年度上半期収入支出執行状況について説明があり、承認した。

(3) 職務執行状況報告について

定款第26条4項の説明の後、職務執行状況報告

を上半期、下半期終了時、一年間に2回報告することとした。平成24年度は、12月末までの職務執行状況については平成25年1月度理事会で、1月以降の執行状況については3月度理事会にて報告することとして、承認した。

(4) 本執行部の到達目標(仮称)設定について

本執行部の到達目標(仮称)設定について説明があり、討議の結果、引き続き議論を続けていくこととした。

(5) 日栄会費と県栄会費の取り扱いについて

日栄会費と県栄会費の取り扱いについて説明があり、承認した。

(6) 諸規程の見直し、制定について

諸規程の見直し、制定について説明があり、「事業部および事務局設置運営規程」、について各事業部などで再度検討後、文書審議することとし、了承した。

(7) 平成24年度第2回諮問会議の運営について

司会、記録、情報交換会の司会は地域連携事業部が担当する旨説明があり、了承した。

(8) 平成25年度事業計画・予算案の策定について

3月度の理事会で平成25年度事業計画と予算を承認する必要がある旨を説明し、了承した。

(9) 平成25年度定時総会の日程など行事予定について

平成25年度定時総会は大阪で6月23日・24日、新大阪ワシントンホテルプラザにて開催する旨説明があり、了承した。また、今後は6月最終の日・月曜日に開催することとした。

(10) 第8回アジア栄養士会議開催に向けて

第8回アジア栄養士会議招致について説明があり、了承した。

(11) 各種課題への対応について

有床診療所などへの管理栄養士の配置促進について説明があり、各都道府県栄養士会に対応をお願いすることで了承した。

関係団体(日本介護支援専門員協会、日本歯科医師会、日本医師会、母子衛生研究会)との連携について説明があり、了承した。

生涯学習を通じた卒後教育・キャリア形成のイメージについて説明があり、了承した。

(12) 役員互助会の運営について

役員互助会の運営について説明があり、了承した。

(13) その他

新食品表示制度についての意見募集について説明があり、了承した。

日本栄養士会理事の保険、栄養士賠償責任保険上乗せプランについて説明があり、了承した。

“健康増進のしおり”のご案内

“健康増進のしおり”は、管理栄養士・栄養士が、栄養指導を行う際に指導媒体として、(公社)日本栄養士会が企画・編集・発行しているパンフレット(規格:A4判4ページ、カラー)です。ぜひ、ご活用ください。

最新号 2012-4〔平成25年3月発行〕

今よりも、毎日10分ずつ長く動いて、健康に!

～健康づくりのための身体活動基準・指針2013～(予定)

監修:独立行政法人国立健康・栄養研究所健康増進研究部長・運動ガイドライン研究室長 宮地 元彦

*バックナンバー、申込方法等の詳細については、(公社)日本栄養士会ホームページ“販売物のご案内”

<http://www.dietitian.or.jp/goods/teaching/index.htm> をご覧ください。

●ご注文・お問い合わせ先

(公社)日本栄養士会 販売担当

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-39

TEL 03-3295-5151 FAX 03-3295-5165

医療事業部

平成26年診療報酬改定に向かって

平成24年診療報酬改定から1年が経過しました。皆様の施設においての改定に対する対応はいかがでしょう。チーム医療での取り組みが重視された「栄養サポートチーム加算対象施設の拡大」や「生活習慣病対策の推進」により、栄養部門に関連する改定は、「糖尿病透析予防指導管理料の新設」と「栄養管理実施加算の入院基本料への包括化」が挙げられます。特に「栄養管理実施加算の入院基本料への包括化」に関しては栄養管理実施加算の12点が見えなくなったことから様々なご意見をいただきましたが、我々は前進と考えております。

「入院基本料」とは何か？ 診療報酬点数表の解説には「入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策および栄養管理体制について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に限り、入院基本料および特定入院料を算定する。」とあります。このことは、栄養管理が行われていなければ入院基本料が算定できないことを示しています。栄養管理は特別な行為ではなく、入院患者に対し当たり前に行われる行為であるということであり、我々医療にかかわる管理栄養士にとっては大変意味のある改定内容であったと確信しています。入院患者に対し栄養管理を行うことが当たり前であれば、管理栄養士が病棟で業務を行うことは当たり前になります。病棟業務に積極的に関わっていきましょう。

一方で有床診療所における栄養管理も同様の扱いとなりました。しかし、有床診療所に管理栄養士が存在するケースは少ないのが現状です。そこで栄養管理体制の整備に一定の時間がかかると考えられるため、「平成24年3月31日に栄養管理実施加算の届出を行っていない医療機関については平成26年3月31日までの間は経過措置を設ける。」と猶予期間が設けられました。病院をリタイアした方や未就労管理栄養士などで、現場復帰をめざす方々にとっては絶好のチャンスではないかと思います。医療事業部ではこのような方々に向けた教育プログラムを作成し、各都道府県栄養士会で活用できる研修媒体として提供しました。研修開催の際には是非ご参加いただきスキルアップにつなげていただければ幸いです。

平成26年診療報酬改定に向け中医協も動き始めました。平成24年診療報酬改定の結果検証に係る調査結果もまとめ、包括化に対する有床診療所の影響についての状況も見えてきました。また、日本病院団体協議会（日病、全

日病など主要11病院団体で組織）からは入院料における人員配置の考え方について、「看護師数により入院料が区分されているが、チーム医療が主体となっている現状を鑑み、医師・看護師・薬剤師・管理栄養士・リハビリテーション職・MSW・PSW・医師事務作業補助者・看護補助者・医療事務等の多職種連携により入院料における人員配置が決定されるべきである。」との要望書が厚労省保険局長宛て出されています。このことが実現すれば、まさに管理栄養士の病棟業務に直結する大きな前進になると思われます。我々医療事業部としても「チーム医療推進協議会」と連携をとり、これらの事をバックアップできる要望書を作成していきたいと考えています。さらに医療事業部では、摂食嚥下リハビリテーション学会、呼吸器リハビリテーション学会をはじめ関連学会と協働し、少しでも会員のためになる有益な結果を得られるよう尽力していく所存です。

現段階で医療事業部が描いている平成26年診療報酬改定要望項目は以下のとおりです。

- チーム医療の充実を図るため、病棟にて管理栄養士が特別な栄養管理業務を行った場合、病棟業務加算算定をしていただきたい。
入院患者の状態に応じた質の高い栄養管理を行う体制を創設していただきたい。
→病棟業務加算の新設
- 栄養食事指導初期の頻回な教育の重要性が明らかであるために、栄養食事指導期間回数の規制について緩和し、また、栄養指導には熟練した技術と知識が必要となることから、従来の栄養指導点数を上げていただきたい。
→栄養指導点数の増額、入院栄養食事指導における栄養指導期間の回数の規制の緩和
- 入院患者が超高齢化し、栄養食事指導が必要とされる疾病も多様化しているため、特別食加算および栄養食事指導の算定対象疾患の拡充をしていただきたい。
→嚥下食、個人対応食等の特別食加算、栄養食事指導対象疾患として慢性閉塞性肺疾患（COPD）などの追加
- 超高齢化社会を見据えて在宅での栄養介入を充実させるために、栄養ケア・ステーションなどにおける診療報酬の請求体制を創設していただきたい。

（医療事業部企画運営委員長 石川祐一）

勤労者支援事業部

勤労者支援研修会開催のご案内

「管理栄養士・栄養士のための論文の読み解き方」
—聞かれたときに困らない。エビデンスを探る
ワザ身に付きます—

- 第1回 25.3.19「炭水化物制限をどうとらえるか」(終了)
第2回 25.4.17「米国における糖尿病のガイドラインについて」
第3回 25.5.15「塩分は何グラムが適正か」
第4回 25.6.12「野菜摂取量と生活習慣病発生率は関係あるか①」
第5回 25.7.10「野菜摂取量と生活習慣病発生率は関係あるか②」

- ・会場 日本健康・栄養会館 3階研修ホール
東京都千代田区神田神保町 1-39
- ・詳細は日本栄養士会ホームページ「研修会のご案内」の「職域事業部研修会」をご覧ください。

■研修会企画の経緯と目指すこと

1) 国の健康づくり対策の進展を受けて

昨年7月、健康日本21(第2次)の基本方針が打ち出され、その中で5つの「基本的な方向」が新たに提示されました。

- ①健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- ③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- ④健康を支え、守るための社会環境の整備
- ⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善

この5つの項目に関連して、取り分け勤労者支援の職域に期待されていることは、特定給食施設などを通じての生活習慣病予防のための環境整備と受け止めています。

この期待に応えて行くためには、日々実践していることを広く世の中に知らしめていかなければならないと考えています。当然のことながらエビデンスの裏付けが必要なことは言うまでもありません。そこで、まずは世の中に科学的に説明できる力を身に付ける勉強が必要だと考えました。

2) 講師「佐々木由樹先生」の熱き思い

企画運営委員の中で、会員の資質向上をどう図ったら良いかを考えていた矢先に、この度講師を引き受けてくださった佐々木由樹先生からお声かけをいただきました。

管理栄養士・栄養士の資質向上と地位向上に寄せる熱き思いとそのための能力向上の勉強会の一つをご提案いただきました。

佐々木先生は、平成15年に女子栄養大学卒業と同時に起業され、「世の中に予防医療や健康増進の大切さを伝えていきたい」という理念のもと、講演活動や執筆、各種団体の委員などを務めながら、2010年には宿泊体験型のダイエットサロンをオープンするも、東日本大震災を被災。無念にもダイエットサロンクローズ後は、一転、東京大学大学院に進み、現在は医学系研究科公共健康医学専攻に在学中。ここで学んだ最新知見と身に付けたことすべてを仲間に伝えたい。力を付けた仲間を増やしたいと強く望んでいらっしゃいます。そのお裾分けがこのたびの研修会という形になりました。

このため、研修会は共に学び合う形にし、少人数で、自ら考え、自ら発言するスタイルで進めていきます。

3) 地方へ広めたい

今回は、東京を会場として開催するために、京浜ブロックの会員が中心になってしまうかと思いますが、先行して行った状況を踏まえ、各地方ブロックにおける開催も検討して行きたいと考えています。各ブロックの会員の皆様、是非ご意見をお寄せください。

4) 研修を通じて目指すこと

日々の業務に追われていると、目先のことばかりにとらわれがちです。少し前を見て、上を見て行くためにも研修参加という非日常は新鮮なものです。

佐々木先生のたぎる思いに刺激を受けたり、集まる仲間との情報交換も、きっと明日の力になるものと思います。私たち一人ひとりの資質向上が、管理栄養士・栄養士全体の評価と地位を高めることに繋がります。

共に学びましょう。

(勤労者支援事業部企画運営委員 狩野恵美子)

研究教育事業部

研究・開発分野の魅力 ～それぞれの職域をつなぐ横軸として!!～

「研究・開発」には魅力がいっぱい

管理栄養士・栄養士の活動の場は、旧来の枠にとらわれないさまざまな分野に広がっています。「研究・開発」分野も、まさにその一つです。しかし、一つの職域という位置付けだけではなく、研究・開発は全ての栄養関連業務のベースに位置する、各職域を支える立場、そして各職域をつなぐ“横軸”であると考えています。

なぜ“研究”の視点が必要なのか？

科学的根拠に基づいた医療が重視されるのに伴い、栄養の分野においてもEBN (Evidence-based Nutrition) が求められるようになってきました。

国際栄養士連盟 (ICDA) でも「栄養士は栄養科学を活用する者」と国際的に定義しており、実際に、諸外国では栄養士制度の見直しなどによりサイエンスのトランスレータ（翻訳者）としての地位を確立してきました。日本の現場においても、サイエンスのトランスレータとしての役割が期待されており、それを支えることが我々研究教育事業部の役割でもあります。

災害支援もエビデンスベースで！！

～JDA-DATエビデンスチームとして活動～

東日本大震災においては、日本栄養士会から管理栄養士・栄養士を派遣し、おそらく栄養職能団体としては世界で初めての取り組みがされました！この経験を経て、JDA-DATが結成され、JDA-DATリーダーおよびJDA-DATスタッフの育成が各都道府県単位で実施されています。その活動を支える目的で、日本栄養士会本体としてJDA-DAT運営委員会が組織されました。その中で、東日本大震災の活動経験をエビデンスとして、次の活動につなげるエビデンスベースでの災害支援を構築することを、我々が提案、“JDA-DATエビデンスチーム”を組織しました。我々、研究・開発分野のメンバー（旧研究運営部会メンバー）が、一つの職域の立場を超え、まさにそれぞれの職域の横軸として“JDA-DATエビデンスチーム”を結成し、現在、東日本大震災

の活動内容の系統的分析、課題の抽出、新たな活動支援ツールの開発などを行っています。既に今年度の成果として、新たな活動報告書フォーム案を作成しました。東日本大震災での反省を踏まえ、被災地での活動を合理的に把握し、課題を抽出することを可能とするためです。

これらの活動は、まさにエビデンスベースでの実践活動であり、我々研究教育事業部の使命であり、武器なのです。

改定された健康日本21（第2次）を踏まえて…

～研究教育事業部ができること～

我々の研究教育事業部では、教育者だけでなく、研究機関に所属する研究者や大学教員、企業で食品の研究や開発、食品衛生、マーケティングなどに携わる管理栄養士・栄養士も所属しています。

平成25年4月から取り組まれる健康日本21（第2次）の目標を目指し、活用する際には、我々の分野の力も必要です。策定された栄養・食生活分野の指標にはエビデンスが比較的ある分野と、少ない分野があります。これらを見極め、適切に活用する必要があります。また、国の目標を作成する際のエビデンスが不足している部分を重点的に補足することも我々研究教育事業部の役割の一つです。

さらに、今回新たに加わった目標「食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業および飲食店の登録増加」を実行するには、企業の理解と協力が不可欠です。食品企業で開発やマーケティングなどに関わる専門職（特に管理栄養士・栄養士）がエビデンスベースで国の目標を根拠に新たな食品の開発につなげることで、理解が得られにくい企業の場合でも、動かすことも可能かもしれません。

国民の健康の維持・増進、災害時の栄養ケアにおいて、エビデンスに基づいた視点を重視し、我々がその横軸として機能して行きたいと考えています。

（研究教育事業部企画運営副委員長 笠岡（坪山） 宣代）

公衆衛生事業部

行政栄養士による活動事例がまとまりました

公衆衛生事業部では、例年、テーマを設定して、行政栄養士による公衆栄養活動に関する事例を収集しています。都道府県の公衆衛生事業部代表者を通じて、各県一つの優れた事例や先駆的な事例を選定、報告いただき、企画運営委員などが編集を担当してまとめています。

● 活動事例収集の目的は、大きくは以下の3つです。

- 1 行政栄養士によるPDCAサイクルに基づいた具体的実践事業の記録を残し、公衆栄養活動において行政栄養士に求められる能力の向上を目指す。
- 2 行政栄養士が収集事例に関する情報を共有することにより、事業の質を担保するとともに、さらに積極的な公衆栄養活動の展開を図る。
- 3 行政栄養士の活動を全国に情報提供（発信）し、住民および関係機関などとの連携、協働を図る。

● 今年度のテーマは、「公衆栄養をマネジメントするための人材育成」です。

平成24年7月31日に、地域保健法第4条の規定に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正指針が告示され、今後の地域保健対策のあり方として、「ソーシャルキャピタルを活用した自助および共助の支援の推進」が明示されました。平成22年から開催されてきた検討会の報告書では、住民ニーズの多様化・高度化に対応した地域保健対策の推進において、人と人との信頼関係（絆）やネットワークなどの社会的資本（ソーシャルキャピタル）の核となる人材の育成などや、その場となる学校や企業、NPOなど民間団体、ボランティア団体、自治会などの自助グループへの支援、連携と活用を通じて、地域住民の共助活動の活性化を図ることが重要であると提言しています。改正指針では、住民主体の健康なまちづくりに向けた地域保健体制の構築のため、ソーシャルキャピタルと連携、協働し、その核となる人材を計画的に発掘、育成することに、国、都道府県、市町村が取り組む必要があると記されました。

現在、行政栄養士の多くは、職場での配置人数が十分とは言えない状況にあり、日頃から職場の他職種、他部署はもちろん、関係機関や団体などとも連携を図りながら仕事をしています。そのため、テーマである「公衆栄養をマネジメントするための人材育成」という視点は常に意識していることと思います。公衆衛生事業部が、地域保健対策検討会の方向性を受けて、平成23年度から収集している人材育成に関する事例においても、日本全国からさまざまな対象、内容、場面の取り組みと、その成果や課題などの情報が寄せられています。

● 活動事例をご活用ください。

行政栄養士の活動事例は、公益社団法人日本栄養士会ホームページの「職域事業部のページ」の「公衆衛生事業部」の資料集に掲載されています。

また、昨年度までの事例も掲載されています。

行政栄養士は、めまぐるしく変化する社会情勢の中で、地域のニーズをつかんで即座に対応することが求められています。また、行政栄養士の置かれている状況はそれぞれです。行政栄養士にとって、この各都道府県の優れた事例や先駆的な事例を通して得られる知識や経験は貴重なものとなります。事例は収集することが最終目標ではなく、みんなと共有し、活用されることによって意味のあるものになります。多くの方に広く活用していただきたいと願っています。

最後になりましたが、事例収集にご協力いただきました自治体の行政栄養士の方々に、編集担当の一員として、厚くお礼申し上げます。

（公衆衛生事業部企画運営委員 小野希代子）

地域活動事業部

平成24年度地域活動事業部全国リーダー育成研修会
および第30回公衆栄養活動研究会報告

平成25年2月15日(金)・16日(土)、地域活動事業部全国リーダー育成研修会および第30回公衆栄養活動研究会が、奈良県・奈良ホテル、奈良県文化会館で開催されましたので報告します。

【平成24年度地域活動事業部全国リーダー育成研修会】

参加者は、各都道府県の地域活動事業部のリーダーと会員他、94名。

●講演・演習

昨年度に引き続き、栄養サポートネットワーク合同会社代表の安達美佐先生に講師をお願いしました。

「成果を見せる事業計画～立案・評価・伝え方～」

栄養士としてどのような働き方をしたいのか？自分の立ち位置と心構えを明確にすることがまず肝心。

栄養士もマネジメントの視点を持ち、何を行い、何をやるかのしくみ作りをする。「顧客」は誰か？きちんと把握する。「顧客」は自分に関わる全ての人々である。演習では、12グループに分かれ、事業にあてはまる「顧客」は誰か？顧客の求めているものは何か？何に満足するか？何を重視するか？について活発に討議が行われました。これまで意識していない視点に気付かされ、今の活動状況を整理でき、取り組み方の糸口を見つけられました。

栄養士が関わることで、期待できる成果は何か？これを得るためには目標と評価項目の検討が必要。事業計画をする時に数量化できる評価項目を決めること。

事業運営の方向性と視点を演習で学び、これからどう進めていけばよいか整理でき、大いに役立つ内容でした。

●報告・説明

平成24年度事業報告・平成25年度事業計画案説明

●情報交換会

7つの地区に分かれ、活動報告と情報交換が活発に行われました。

●意見交換会

伝統ある、奈良ホテルにて、奈良県健康福祉部長、奈良県栄養士会長のご臨席のもと、奈良県会員のもてなしを得て、100人を超す楽しい意見交換会となりました。会員相互の親睦が深まりました。

【第30回公衆栄養活動研究会】

●会員事例発表

「明日香村における低栄養予防事業5年間の報告」

奈良県 奥村 道子他

「食物アレルギー児への支援—管理栄養士たちが立ち上げたNPOの活動」

広島県 鉄穴森 陽子

「CKD対策としての栄養指導」

熊本県 佐野 正人

会員の事例発表は、地域活動ならではの活動内容で熱い思いを持ち、一歩ずつ活動を広げているリーダー的存在の活動報告でした。大いに刺激となり、ヒントを得、仲間とつながる貴重な機会となりました。

●賛助会員各社の展示、会員作成媒体が展示販売

展示会場では熱心な情報交換が行われ、熱気が溢れていました。

●講演

講演Ⅰ

「禁煙は健康への入り口～栄養士にできる禁煙支援」

奈良女子大学保健管理センター 教授 高橋 裕子

講演Ⅱ

「子どもの食と栄養」

帝京科学大学こども学部児童教育学科 教授 上田 玲子

講演Ⅰの高橋裕子先生は、内科医で「禁煙マラソン」を主宰されています。栄養士が知っておくべき禁煙の具体的支援方法と禁煙の基礎知識を学びました。

禁煙したら体重が増えやすい理由、女性や未成年の禁煙成功率が低い理由、ニコチンパッチと飲み薬の使い分けと使用注意点について、栄養士に求められる禁煙支援の役割を学びました。

講演Ⅱの上田玲子先生からは、乳幼児期に絞った内容でお話して頂きました。乳幼児の発育・発達を整理して理解でき、地域活動栄養士が、市町村乳幼児健診事業などで離乳食の進め方についての講話や乳幼児健診での栄養相談ですぐに使える楽しい内容でした。

なお、本会の開催にあたりご尽力いただいた奈良県栄養士会ならびに、奈良県地域活動事業部の皆様に心よりお礼申し上げます。

(地域活動事業部企画運営委員 石川裕子)

都道府県栄養士会会長に聞く!!



平成24年度の事業実施概要と平成25年度の課題

(公社)千葉県栄養士会
長谷川克己 会長

平成24年度は、4月1日に公益社団法人に移行し事務所看板の付け替えや法人登記などを行い、その後、職域協議会などを含めた決算書の作成、会報の印刷、定時総会の開催・新役員の選任と会長・副会長の選定、役割分担の決定、業務の手引きの改定とこれを使用した理事研修会の開催などを行った。

前後して生涯学習研修会および食育・健康料理教室と調理師試験受験準備講習会への協力などを行った。

平成24年9月14日には、千葉県栄養改善大会・健康づくり食生活講演会、千葉県健康づくり提唱のつどいを行った後、千葉市・三井ガーデンホテルにおいて公益社団法人移行記念祝賀会を開催し、来賓、協賛会員、会員合わせて150名が参加した。記念講演として日本栄養士会監事・顧問弁護士早野貴文先生による「栄養士会の公益社団法人移行の意義」を行った。

10月には公開講座と栄養管理研修会を行った。

旭化成ライフサポートの支援を得て行う予定であっ

た中央建設国保千葉土建かずさ支部の特定保健指導は、本会が対象者の確保から国保連への請求までの業務のすべてを行うこととし、千葉土建の特定健診と特定保健指導を行っている施設担当者の多大な協力を得て必要な準備を進め、11月25日に第1回目の初回面接を行い、12月19日までに初回面接を行った5名のXMLデータを平成25年1月4日に国保連へ提出した。

今後は、6ヵ月間の継続指導、評価、XMLデータの作成などを行った後に、内容の見直しを行って保健指導の実施体制を作り上げたい。

平成22・23年度と2年連続で単年度赤字決算であったが、平成24年度は何とか赤字決算は免れることができそうである。

平成25年度は、財政基盤の強化と無料職業紹介所の認可を得たい。事業実施に向けては役員、職員が一致協力し会員の協力を得ながら進めて行きたい。



県民が求める栄養士会の役割とは……

(公社)富山県栄養士会
西田秀子 会長

公益社団法人としてスタートし、もう1年が過ぎました。今年は巳年で実を結ぶ年と言われています。実を結ぶためには、種を蒔かなければいけません。これを、栄養士会に置き換えるならば、まずは会員を増やすことにより土(土台)をしっかりと肥やし、次にどんな種(事業)を蒔くか、そして十分に実った「実」によって次の種を蒔く、永遠の循環であると考えられます。

良い土・種とは、会員の資質の向上に他ならず、専門職としての知識の蓄積が第一となるため、各々が自覚を持ち、日本栄養士会で策定が急がれている、管理栄養士・栄養士の倫理綱領にあります「使命」「責務」「職能」を理解し実践していくことです。

これに、答えるべく、平成25年度も会員の要望を十分に反映させた生涯学習を基本に、各事業部の特殊性も勘案しながら、そして、公益社団法人として向かうところは“県民”であるとの認識を最優先に事業の実施をしてまいります。

本県では、以前から①栄養ケア・ステーション②生涯学習③会員増のプロジェクトを立ち上げ歩んでまいりましたが、平成23年度からは日頃の栄養士会の活動や県民に役立つ情報をと、県の健康施設の拠点である「富山健康パーク」に専用のブースをいただき、四季に合わせた展示をする新たなプロジェクトを立ち上げました。

富山県は地形的にとっても特殊性があり、3,000m級の山岳がぐるりと三方を取り囲み、わずか30～40kmで富山湾の海溝(俗に藍^{あいのめ}まで)4,000mの高低差で繋がっています。高い山から富山湾に注ぐ水、その水に育まれた米、それから作られる酒、天然の生簀で環境に優しい定置網で捕獲される500種類の美味しい魚と澄んだ空気があります。積雪のため多少のことにはへこたれない勤勉と実直な県民性があります。これを十分に生かし県民に栄養士会が必要とされる存在になるために、各県と情報の共有や交換をしながら、この地を大切にここでしかできない活動と願うこの頃です。



明日へ向かって、新しい門出を!!

(公社)鳥取県栄養士会
鍛冶木いつ子 会長

白く輝く大山、冬期独特の鉛色した日本海にもようやく春の訪れの萌しが見え始めたこの頃です。ここ幾月か翼を休めていた小白鳥は、青い遠い空へ北帰行に旅立ち、地には落の薔など緑が戻ってまいりました。梅や菜の花々は辺り一面香っています。

遅れ馳せながら、私達の栄養士会はこの芽ぶきの時期に合わせて飛躍するのです。

社団法人鳥取県栄養士会から公益社団法人鳥取県栄養士会へ!

長い道程でした。平成18年に内閣府の資料を基に理事会を通して、会員への周知を依頼、さらに平成20年からは各職域の理事中心に新しい資料をもって周知徹底を図り、平成21年には翌年に進路の選択を個人投票で決定する旨を告げて、いよいよ平成22年7月には当時の会員数335名全員が投票を実施し、78.2%の賛同を得て公益社団法人を目指すことになりました。なぜこんなにも準備に時間を費やしたのか?

不思議に思いでしょうが、本会にはそれなりの理由がありました。つまり、昭和60年11月に社団法人化になりました際、当時の役員の方々の大奔走で実現したものですから、会員のほとんどがその意義を理解できず、法人設立10年余りの間前進することができなかったようです。

今こそチャンス逃してはなりません。会員一人ひとりが自分自身のこと・仲間のこと・将来のことなど真剣に考え、会の在り方を認識したうえで進むべき道を選択したのです。

一人でも多くの県民の方が、生き生きと健康長寿が全うできるよう、手をつなぎ日々研鑽を積んで、活躍する会員自体も生きがいと誇りを持ちながら活動を展開してまいりましょう。

皆様、ご指導の程、何卒よろしく!



長寿再生に向けて果たす役割

(公社)沖縄県栄養士会
下地洋子 会長

沖縄県栄養士会の第一の使命は、なんといっても“長寿県”の再生です。

新定款においても「沖縄に伝わる食文化を踏まえ、望ましい食習慣を確立するための支援事業をユイマールの心で県民とともに推し進め、明るい長寿沖縄の再生を図る」と明記しました。

1996年にはWHOにより「世界長寿地域」として認証された輝かしい経緯のある沖縄県ですが、残念ながら2000年においては男性の寿命が全国4位から一気に26位まで順位を下げたことで「26ショック」という言葉が定着する程厳しい状況に陥っています。

公益社団法人としてより公益性の高い活動を求められている今、当会は専門職として県民の身近な所で健康づくりの担い手となるマンパワーをより多く育成する必要があります。

平成23年度・24年度には疾病の重症化予防のための食事指導拠点整備事業に取り組み、在宅管理栄養士の

掘り起こしを実施しました。さらにタイミング良く平成24年度厚生労働省の「栄養ケア活動整備事業」を受託できたことで、これまで経験がなく診療所での栄養指導に不安をいだいていた管理栄養士のために臨地実習を組み込んだ研修会を開催することができました。

さらに、宮古・八重山では、管理栄養士の未配置の医院において、本島とITをつないで栄養指導を実施致しました。ITの環境がうまくいくかどうか不安はありましたが、実施していただいたクリニックの先生・職員の皆様が多忙にも関わらずご協力を頂いたことでスムーズに終わることができました。心強いことに実習終了時に行ったアンケートの結果は、クリニックや栄養指導の対象者にも大変好評で、現在2施設で継続希望を頂いているところです。

今回の事業をきっかけに今後、診療所・クリニックなどで管理栄養士の活躍の場が広がり、離島・へき地においてもITを利用した栄養指導を実現することができれば、長寿再生へ確実に一歩踏み出すことができると思います。

行政栄養士になって 見えてきたもの



会員の声

神奈川県厚木保健福祉事務所
久保田律子

「今どんな仕事をしているのですか？」管理栄養士として働き始めて3年間、周りの方に一番よく聞かれた質問でしたが、いつもうまく答えることができませんでした。特定給食施設指導、未熟児や障害児の栄養相談、国民健康・栄養調査、若い世代への食生活支援体制づくりなど、保健所での仕事は想像以上に幅広く、奥深いものでした。

この3年間、学校、病院、保育所、高齢者施設、事業所など、特定給食施設指導を通してたくさんの栄養士さんと出会い、栄養士が活躍するフィールドの広さに気付くとともに、「食」が乳幼児から高齢者まで生涯を通じた全てのライフステージに関わっていることを実感しました。また、多くの栄養士さんの熱意に触れ、1人職場が多い中で各フィールドで活躍されている姿を見て、私も行政というフィールドで栄養士としての幅をもっと広げていきたい、そして、この仕事は、自分と周りの多くの方の力によって、さらに可能性を広げていくことのできる仕事なのではないかと考えるようになりました。

今、自分の仕事について熱く語れる、そんな管理栄養士になりたいと密かに思っています。

“会員の声”の コーナーの原稿を 募集します

“会員の声”のコーナーの原稿を募集しています。下記要領により、会員の皆様の声をお寄せください。

- (1) 応募期間 平成25年4月1日(月)～4月30日(火)
- (2) 内容 「日本栄養士会へ望むこと」「管理栄養士・栄養士として」などをテーマに400字程度にまとめてください。
- (3) 応募方法 原稿、氏名、会員番号、連絡先住所・電話番号を記入のうえ、メール(info@dietitian.or.jp)、または、ファクシミリ(03-3295-5165)で、お送りください。
- (4) その他 いただいた原稿は会報「栄養日本・礎」でご紹介させていただくとともに、会の運営・執行に役立たせていただきます。原則として質問などに対する回答はいたしません。掲載については、本会にご一任ください。

ホームページ(会員専用ページ)を活用しましょう！

日本栄養士会ホームページには、会員専用のコンテンツもあり、
診療報酬や介護報酬改定の概要の詳細などを、いち早く掲載しています。
ユーザー名(eiyoushikai)とパスワード(jda2011)を使って、アクセスしてみてください。

<http://www.dietitian.or.jp/>

編 集 後 記

今年度最終号をお届けします。

本会報「栄養日本・礎」は、会員の皆様のための情報誌として、年4回会務報告や職域の活動、さらには最新の情報を掲載しています。

今年度は、予算削減のため、No.3、No.4は紙面に代え、ホームページでの掲載としました。チラシなどでもご案内していますが、ご存じのない会員の方にお伝えいただければ幸いです。

さて、私は就職すると同時に日本栄養士会に入会しましたので会員歴は30数年になりますが、今年度理事に就

任し、栄養士会の活動について認識不足を痛感しました。さらに会長はじめ役員の業務量の多さに驚愕しました。なぜここまで会のために？と考えてきましたが、一つの答えを「職業倫理」に見つけました。

本号1～2ページに掲載していますので、ぜひご一読ください！

今後もより一層の内容充実を目指し努力していきますので、ご意見、ご感想をお寄せいただければ幸いです。

(公社)日本栄養士会理事 赤枝いつみ

会報**栄養日本・礎**
Vol.2 - No. 4

発行/平成25年3月31日
発行所/公益社団法人 日本栄養士会
編集責任/公益社団法人 日本栄養士会
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-39
TEL03-3295-5151 FAX03-3295-5165
<http://www.dietitian.or.jp/>
印刷所/日本印刷(株)